

国民健康保険税賦課限度額の引き上げ

埼玉県国保運営方針（保険税の賦課に係る項目の取扱い）に基づき、

- ・政令（地方税法施行令）で定める金額で統一
- ・政令が改正された場合、県内全ての市町村で政令と同日から適用

※年度末に、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布された場合は、国民健康保険税条例の改正を専決処分で実施。

宮代町国民健康保険税の税率の推移

| 年度 | 医療分 | | | | 後期支援分 | | | | 介護分 | | | |
|-----|------|--------|-------|----|-------|--------|-------|----|------|--------|-------|----|
| | 所得割 | 均等割 | 賦課限度額 | | 所得割 | 均等割 | 賦課限度額 | | 所得割 | 均等割 | 賦課限度額 | |
| | | | 町 | 政令 | | | 町 | 政令 | | | 町 | 政令 |
| H29 | 6.10 | 28,200 | 54 | 54 | 1.90 | 9,600 | 19 | 19 | 1.30 | 11,000 | 16 | 16 |
| H30 | ↓ | ↓ | ↓ | 58 | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| R元 | 6.17 | 31,800 | 58 | 61 | 2.05 | 11,000 | ↓ | ↓ | 1.89 | 14,100 | ↓ | ↓ |
| R2 | ↓ | ↓ | 61 | 63 | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | 17 |
| R3 | ↓ | ↓ | 63 | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | 17 | ↓ |
| R4 | ↓ | ↓ | ↓ | 65 | ↓ | ↓ | ↓ | 20 | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| R5 | 6.98 | 32,000 | 65 | ↓ | 2.09 | 11,400 | 20 | 22 | 2.10 | 14,600 | ↓ | ↓ |
| R6 | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | 22 | 24 | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |

宮代町国民健康保険出産費基金設置及び資金貸付条例の廃止について

1 廃止理由

出産育児一時金の直接支払制度等の定着により、出産費用に係る被保険者負担が軽減されたことに伴い、国民健康保険出産費資金貸付制度を廃止するため。

※宮代町国民健康保険出産費基金設置及び資金貸付条例施行規則も廃止。

2 貸付制度の経緯

被保険者が出産した際は、まず被保険者が医療機関に分娩費用の全額を一旦支払い、その後、被保険者からの申請により、町が被保険者に対して出産育児一時金を支給することとなりますが、支給までには2ヶ月程度を要します（償還払い制度）。

そのため町では、出産育児一時金が支給されるまでの被保険者の一時的な経済的負担を軽減するため、平成13年宮代町条例第8号「宮代町国民健康保険出産費基金設置及び資金貸付条例」により基金400万円を設置し、出産育児一時金の8割相当分を事前に貸し付ける事業を実施してきました。

その後、平成21年度から町が医療機関に出産育児一時金を直接支払えるようになったことで、被保険者が医療機関に支払う分娩費用は、費用全額から出産育児一時金の支給額を差し引いた差額のみで済むようになりました（直接支払制度）。

このため、貸付の需要がなくなり、ここ10年以上貸し付け実績はありません。

3 廃止に伴う基金の処分

令和7年度予算にて、基金残高400万円を国民健康保険特別会計に繰り入れ。

参考：出産育児一時金の支給方法

①直接支払制度

出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦などに代わって医療機関が行う制度。

②受取代理制度

直接支払制度を行っていない小規模な医療機関などで利用できる制度。

③その他

出産後、医療機関に出産費用を支払った後に役場に申請。

年度別支給内訳

| 年度 | R 5 | R 4 | R 3 | R 2 | R 元 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 直接支払 | 4 | 1 9 | 1 6 | 1 3 | 5 |
| 受取代理 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 計 | 5 | 2 1 | 1 6 | 1 4 | 5 |

※その他は海外出産等によるもの